

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の認定をしたので、同条第8項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 認 定 番 号 第3号

2 認 定 年 月 日 平成26年10月7日

3 公告認定対象区域

観音寺市村黒町字立石原11番1、11番2、12番、13番1、13番2、14番、15番、16番1、16番2、16番3、17番1、17番2、17番3、17番4、18番、19番1、19番2、19番3、20番、21番、22番、23番1、23番2、24番、25番、26番、27番、28番、29番、30番、31番1、31番2、32番2、33番、34番、35番、36番、37番、38番、39番、40番、41番1、41番2、42番、43番、44番、45番、46番、47番、48番、49番、50番、51番、52番、53番1、53番4、54番1、54番2、55番1、55番2、822番並びに流岡町字池下89番及び同地先農道、水路

関係の図書は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において縦覧に供する。